

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年11月9日

石川県監査委員 徳野光春
同 盛本芳久
同 山本次作
同 奥村豊美

(別紙)

中能第1254-1号
令和3年10月12日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

令和3年9月30日付け石監査第374-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	中能登総合事務所	公用車の運行に際しては、全職員に対して、交通法規を遵守するとともに、安全運転に万全を期するよう、改めて注意喚起を行いました。 また、七尾警察署交通課職員を講師として毎年実施している「交通安全講習会」を全職員に受講させるとともに、自治研修センターが開催する「自動車運転技術向上研修」をまだ受講していない職員に順次受講させるなどの対策を講じております。 今後、このようなことがないよう、公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意し、交通事故の防止に努めてまいります。

奥能第705号
令和3年10月8日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

令和3年9月30日付け石監査第374-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期すよう十分注意すること。</p>	<p>奥能登総合事務所</p>	<p>今回の事故を受けて、交通事故防止について再度職員に周知徹底したほか、外出機会の多い職員や運転経験の少ない若手職員には、運転技術向上研修を受講させております。 今後このようなことがないように、公用車の運転に際しては、安全運転に万全を期すよう十分注意し、交通事故の防止に努めます。</p>